

第18回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年12月21日(火) 午後1時30分から午後2時30分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 15人
会長 15番 中井 悟
会長職務代理 7番 西元 道啓
委員 1番 黒川 利光 2番 近藤 一祝
3番 高山 重人 5番 岩間 勇市
6番 宮武 正人 8番 吉田 靖志
9番 石井 妙司 10番 金子 辰四郎
11番 安田 伸二 12番 坂野 幸夫
13番 坂井 明治 14番 杉本 峯一
16番 伊藤 忠幸
- 4 議事日程
第1 会議録署名委員の指名について
第2 会期の決定について
第3 諸報告について
第4 現況証明願いについて
第5 農地法第18条第6項の規定による通知について
第6 農地法第3条の規定による許可申請について
第7 農地法第5条の規定による許可申請について
第8 農業経営基盤許可促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
第9 土地の意見価格の決定について
第10 農地法第3条第2項の規定に基づく下限面積の見直しについて
第11 農地法第30条に基づく利用状況調査結果に伴う非農地通知の発出について
- 5 農業委員会事務局職員 事務局長 高田 幸則
農地係長 小柳 大騎

6 会議の概要

議 長

ただいまの出席委員は、15名であります。定足数に達しておりますので、これから第18回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

それでは、日程に従って進めてまいります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

それでは、6番 宮武委員と7番 西元委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

第17回の総会以降の諸般について、報告いたします。

12月13日 育苗施設運営委員会、蘭越町役場

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号現況証明願いについてを議題とします。

NO1について、上程します。

担当調査員から調査の報告をお願いします。

10番
(金子委員)

番号1番についてご説明いたします。1番は現状は採草放牧地以外ということで、確認をして参りました。場所は、〇〇の〇〇を通りまして〇〇過ぎまして、突き当り〇〇にちょうどぶつかるころ、〇〇さんとありますが、〇〇の向かい側にある土地です。現況はもともと〇〇は庭というか、木植えたり、池があつたりという場所でした。埋め戻した土地になってます。水田から見ると一段高い場所になりまして、中に何が埋まっているか分からない

状態で埋め戻した場所です。現状田になってますが、当然畦もなにもないですし、埋め戻した形になっているので、当然水田に復旧するのは基盤整備かなにかやらないと出来ない状態でありますので、農地以外という事で判断致しました。宮武委員、高山委員、私の3名で話しました。

議 長 これから質疑に入ります。
 質疑ありませんか。

全委員 質疑なし

議 長 質疑なしと認めます。
 議案第1号は、調査員の報告を承認し、証明書を交付することとします。

 日程第5、議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。

 NO1～NO6について、一括、上程します。

 事務局から説明願います。

事務局 議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。
(小柳係長) 令和3年12月21日提出、蘭越町農業委員会長名。

 番号1番、貸主は〇〇、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は令和2年4月1日から令和12年3月31日までで強化法によるものです。通知年月日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和3年12月20日です。解約の理由は、譲渡するためです。

 番号2番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は令和2年4月1日から令和12年3月31日までで強化法によるものです。通知年月日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和3年12月20日です。解約の理由は、譲渡するためです。

番号3番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は平成29年11月29日から令和2年11月30日までで農地法によるものです。通知年月日は令和3年12月8日、解約成立年月日と土地引渡の日は令和3年12月21日です。解約の理由は、譲渡するためです。

番号4番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は令和1年11月6日から令和5年4月30日までで強化法によるものです。通知年月日は令和3年12月10日、解約成立年月日と土地引渡の日は令和3年12月21日です。解約の理由は、譲渡するためです。

番号5番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は令和1年11月6日から令和5年4月30日までで強化法によるものです。通知年月日は令和3年12月10日、解約成立年月日と土地引渡の日は令和3年12月21日です。解約の理由は、譲渡するためです。

番号6番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は平成17年5月31日から平成22年3月31日までで農地法によるものです。通知年月日は令和3年12月10日、解約成立年月日と土地引渡の日は令和3年12月21日です。解約の理由は、譲渡するためです。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

2番
(近藤委員)

番号1番～3番までを説明いたします。1番について、内容については事務局説明の通りで、譲渡するための解約。場所は、〇〇の圃場の近くなのですけれども、2番目の〇〇さんの住宅がある周りです。〇〇の圃場の〇〇が2か所に分かれてまして、〇〇通して借りてましたが、譲渡のため解約。

番号3番、〇〇さんと〇〇さん、今まで賃貸で借りてた所を譲渡するために、解約する。場所は、〇〇の圃場の隣であります。また後ほど出ますのでよろしくお願いいたします。

16番
(伊藤委員)

番号4番5番について説明いたします。
内容については事務局説明の通りいずれも譲渡するために解約するものであります。場所ですけれども、まず4番ですが、〇〇さん図面の中央の大きい所ですが、もともと〇〇さんの住宅があったすぐ前になります。

番号5番は、〇〇さんのほうは、〇〇さんの住宅の横になります。

11番
(安田委員)

番号6番について説明いたします。内容につきましては事務局説明の通りです。場所ですが、〇〇さんの住宅の〇〇挟んで向かいに一団地のその前の道路を〇〇の方に真っ直ぐ行ったところに左手に高台がございますのでその高台の頂上付近になります。

議長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

7番
(西元委員)

確認だったのですが、1番2番の件で、中間管理機構ってことは補助金がかからないから当人同士の合意の上って内容ってことで良いですか？

事務局
(小柳係長)
全委員

はい、そのとおりです。

質疑なし

議長

原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

質疑なし

議長

議案第2号は、原案のとおり受理することとします。

日程第6、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

NO1～2について、一括、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の賃借権の設定をするため、農地法第3条第

1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和3年12月21日提出。蘭越町農業委員会会長名。

番号1番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定、新規の貸し付けです。貸付理由は耕作できないので、農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は総額で〇〇円、10a当たりの価格は、田で〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から令和8年12月20日までの5年間です。

別紙調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、耕作できないため貸付するものであり、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

番号2番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定、貸付理由は耕作できないので、農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は総額で〇〇円、10a当たりの価格は、田で〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から令和8年12月20日までの5年間です。

別紙調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、耕作できないため貸付するものであり、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

16番
(伊藤委員)

番号1番、内容については事務局説明の通りです。場所ですけれども、〇〇さんの住宅の裏に1㍴、〇〇挟んで向かい側に一団地となっています。

11番
(安田委員)

番号2番、内容については事務局説明の通りです。場所ですが、〇〇から向かいまして、〇〇の手前に〇〇がありますが、左側に向かって〇〇位行った左側にある土地です。

議長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

異議なし

議長

質疑なしと認めます。
原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議長

議案第3号については、原案のとおり決定し、許可することとします。

日程第7、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

NO1～2について、一括、上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等を農地等以外にするため、農地法第5条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和3年12月21日提出、蘭越町農業委員長名。

次の番号1番と2番については10月の総会後に農業会議に諮問していた〇〇さんの農地の一時転用に係る追認許可申請で11月26日付で農業会議より許可がでています。

番号1番、申請者は貸主が〇〇さん、借主が〇〇さん、土地は〇〇番、現況は畑、面積は〇〇㎡、農地区分は畑、農用地区域外の第1種農地、権利の種類は使用貸借です。申請理由は、土捨場として使用するためです。別紙、調査書をご覧ください。

第1種農地に判断した理由としては、おおむね10ha以上の集団的農地であるため、第1種農地と判断いたしました。

本来であれば、第1種農地については原則不許可となっておりますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用として、当該農地を供することが必要と認められる場合は不許可の例外となっております。本件につきましては、令和4年4月30日までの一時使用であること、土捨場として利用すると同時に農地改良をするために、一時転用することはやむを得ないと事務局では判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

番号2番、申請者は貸主が〇〇さん、借主が〇〇さん、土地は〇〇番、現況は田、面積は〇〇㎡、農地区分は田、農用地区域外の第2種農地、権利の種類は使用貸借です。申請理由は、土捨場として使用するためです。別紙、調査書をご覧ください。

農地区分は、農業公共投資対象外の生産性の低い小集団であり、おおむね10ha未満の農地であります。また、農用地区域外にある農地以外の農地であって、甲種・1種・市街化が見込まれる2種・3種のいずれの要件にも該当しない農地であるため、第2種農地になり、一時転用することはやむを得ないと事務局では判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

引き続き、担当委員の補足説明を願います。

2番
(近藤委員)

番号1番、内容については事務局説明の通り10月の総会によって案件が出ています。業者の残土捨場という事で申請が出ています。場所につきましては、10月の総会でも申しあげましたけれども、1か所は、〇〇から入って、〇〇位入った場所になります。

番号2番、内容については事務局説明の通りです。場所は、〇〇からすぐそばといますか、畑にちょっとなっているのですが、その奥側になります。許可後は、終わった後には元に戻す。復元するという事になってます。

議 長

これより、質疑及びご意見を伺います。
質疑・ご意見はありませんか。

全委員

異議なし

議長

原案のとおり、決定してよろしいでしょうか。

異議なし

議案第4号については、原案のとおり決定し、許可することといたします。

日程第8、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

NO1～5について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。

令和3年12月21日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。

10a当たりの価格は田で〇〇円で、所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和4年5月1日、対価の支払期限は令和4年4月末日です。価格は総額で〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるためです。

番号2番、利用権の設定等を受ける者は、1番と同じく、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は田で〇〇円で、所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和4年5月1日、対価の支払期限は令和4年4月末日です。価格は総額で〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるためです。

別紙、調査書をご覧ください。番号1から番号2の調査書につ

いては、同じ記載となっておりますので、一括にて説明をさせていただきます。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号3番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。

10a当たりの価格は田で〇〇円で、所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも対価の支払日、対価の支払期限は令和3年12月末日です。価格は総額で〇〇円です。譲渡理由は、貸し付けていた農地を譲渡するものです。

別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号4番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は3番と同じく〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は田で、共済水張面積価格で〇〇円で、所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも対価の支払日、対価の支払期限は令和3年12月末日です。価格は総額で〇〇円です。譲渡理由は、貸し付けていた農地を譲渡するものです。

別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号5番、利用権設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田が〇〇㎡、畑が〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和3年12月24日から令和8年12月23日までの5年間です。価格は総額で〇〇円、10a当たりの価格は、田で〇〇円、畑で〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸し付けを継続するためです。

別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長

引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

2番
(近藤委員)

番号1番2番について説明いたします。番号1番、〇〇さんと、〇〇さんの要件ですが、内容については事務局説明の通りです。場所につきましては、先ほど説明いたしました通りで、耕作条件で水がここ数年非常に少ないということで、水条件・場所条件を相談した結果今年は特に少なく、家の周りは粘土で非常に苦勞するという事もありましてこの価格になりました。

番号2番、〇〇さんと、〇〇さんの要件的には、〇〇の住宅の周りになります。

16番
(伊藤委員)

番号3番4番5番について説明いたします。番号3番、内容については事務局説明の通りです。場所ですけれども、先ほど議案第2号4番で出てきた場所が、〇〇の場所になり、大きな圃場です。近くの〇〇が〇〇です。続きまして、番号4番ですけれども、内容については事務局説明の通りです。場所ですが、〇〇さんと〇〇さんの件も議案第2号5番で出てきた場所になります。

番号5番、〇〇さんと〇〇さんも内容については事務局説明の通りです。場所ですが、〇〇さんの家の〇〇側の方〇〇挟んで両サイド5筆、〇〇の方にも、両サイド3筆になります。〇〇の方から〇〇にはいって一番奥にある広いところです。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

7 番
(西元委員)

3 番と 4 番なのですからけれども、年内支払いは間にあうのですか？

事務局
(小柳係長)

告示を 24 日にして、年内に支払うという所です。

事務局
(高田係長)

今回ののは確かに短いですがけれども、年内に支払いたいという本人からの申し出なのですよね。なので、今年中に告示したらすぐにお金を払うから何としても間に合わせてくれという事で〇〇の強い希望となっています。

事務局
(小柳係長)

なお、支払に関して、告示から 1 週間置かずにお金を支払っても問題はありません。

議 長

よろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議 長

質疑なしと認めます。
異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議 長

本案の NO1～5 について、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知いたします。

NO6 について、上程します。

農業委員会法第 31 条、議事参与の制限により、
安田委員の退席を求めます。

暫時休憩します。(〇〇委員退席)

再開します。

NO6 について、事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

番号6番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。

10a当たりの価格は田で、〇〇円で、所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和4年2月1日、対価の支払期限は令和4年1月末日です。価格は総額で〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるためです。

別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議長

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

7番
(西元委員)

番号6番、内容については事務局説明の通りであります。先ほどの議案2号で解約された土地の2団地あったのですが、〇〇の〇〇さんの住宅から〇〇に入っていく〇〇があるのですけれども、両サイドの農地になります。

議長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

異議なし

議長

異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議長

本案のNO6について、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知いたします。

暫時休憩とします。(〇〇委員着席)

再開します。

NO7～NO10について、上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

番号7番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は6番と同じく〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は田で、〇〇円、畑で〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和4年2月1日、対価の支払期限は令和4年1月末日です。価格は総額で〇〇円です。譲渡理由は営農が困難であるためです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号8番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は6番、7番と同じく〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は田で、〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和4年2月1日、対価の支払期限は令和4年1月末日です。価格は総額で〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるためです。

番号9番、利用権の設定等を受ける者は、8番と同じく〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は田で、〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和4年2月1日、対価の支払期限は令和4年1月末日です。価格は総額で、〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるためです。

番号10番、利用権の設定等を受ける者は、8番・9番と同じく〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する

法律関係は売買です。10a 当たりの価格は田で、〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和4年2月1日、対価の支払期限は令和4年1月末日です。価格は総額で、〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるためです。

議 長

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

11番
(安田委員)

番号7番から10番について説明いたします。番号7番ですが、内容については事務局説明の通りです。場所ですが、先ほど議案第2号で解約された、〇〇さんの住宅から奥に入った高台の所にある田んぼとその横に畑も売買という形になりました。価格が〇〇円と低くなっておりませんが、場所は高い所で水が上がらなくなっていますので、水田としては利用できないというのでこの価格となりました。

番号8番、9番、10番について隣接しますので、内容については事務局説明の通りです。場所ですが、図面で2本縦の線が入っていると思いますが、〇〇と〇〇と交わってる所が、〇〇がある所です。坂を下りてきますと、そこにある農地です。番号8番が右側の上下に分割された下の部分になります。番号9番が太い2本線の真ん中になります。番号10番は右側の上の部分になります。価格も〇〇円ですが、田んぼの形状もいびつで間に〇〇で地域以内の基盤整備ができないという事で安くなりました。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

異議なし

議 長

質疑なしと認めます。
異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議 長

本案のNO7～10について、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知いたします。

日程第9、議案第6号 土地の意見価格の決定についてを議題

とします。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、
〇〇委員の退席を求めます。

暫時休憩します。(〇〇委員退席)
再開します。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案6号 土地の意見価格の決定について 蘭越町長から意見を求められた土地の価格について、別紙のとおり回答してよろしいか、議決を求める。令和3年12月21日提出。蘭越町農業委員長名。

意見価格の照会がありました土地につきましては、別紙、議案第6号、土地の意見価格についてをご覧ください。なお、当該地は〇〇さんへ売却予定となっております。

上段には、当該地として今回意見価格の照会があった〇〇番が記載しております。中段からは、近年の農地売買実例と過去の財務局への意見価格を記載しております。

地区の主体担当委員が売却当該者のため、地区の補佐委員と事前に相談した上で、過去の売買実例などを参考に、田で〇〇円として回答したいと考えております。また売買実例の場所については議案第6号実例を、過去意見価格の場所については議案第6号過去意見価格の図面を参考にしてください。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

異議なし

議 長

質疑なしと認めます。
照会のあった農地の価格について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議長

本案は、原案のとおり決定し、その旨、蘭越町長へ通知いたします。

暫時休憩とします。(〇〇委員着席)

再開します。

日程第10、議案第7号 農地法第3条第2項第5号の規定に基づく下限面積の見直しについてを議題とします。

事務局から説明願います。

事務局
(高田係長)

議案第7号 農地法第3条第2項第5号の規定に基づく下限面積の見直しについて

令和3年12月21日提出、蘭越町農業委員長名

農地の売買・贈与・貸借等に係る農地法第3条に基づく農業委員会の許可については、農地法第5条第2項第5号により下限面積が定められております。

下限面積とは、経営規模があまりにも小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないことが想定されることから、農地の譲受人がその権利取得後において、耕作の事業に供すべき農地等の面積の合計が北海道では2ha以上、都府県では50aに達しない場合は、許可できないことになっております。

ただし、この下限面積については、平成21年度12月施行の改正農地法により、地域の平均的な経営規模が小さく地域の実情に合わない場合や、特に新規就農を促進しなければ農地の保全・有効利用が図られないと判断される場合は、農業委員会の判断で下限面積を引き下げ、別段の面積を定めることができるようになりました。

(農地法第5条第2項第5号、農地法施行規則第17条第1項・第2項)

本町では、議案に記載のとおり下限面積は平成21年の農地法

の一部改正に伴い、園芸作物での新規農業参入等を考慮し、2ヘクタールから50アールに改めております。

なお、現在、有機農業での新規就農希望者が3名おり、〇〇氏の圃場で研修を行っており、この研修者が独立する際には、下限面積について引き下げて欲しい、との要望を聞いておりますが、研修を経て新規就農となるのが令和6年の予定となっておりますので、令和4年度につきましては引き続き、50アールでのご提案をさせていただきます。

なお、下限面積の見直しに関しましては、農林水産省の通知により、毎年度見直しを行うこととされておりますので申し添えます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

ただ今、事務局から説明いたしました。今までどおり、下限面積を50アールとの提案でしたが、何かご意見ご質問はございませんか。

7番
(西元委員)

同業者として自立して経営が成り立つ面積という解釈で5反という面積が出てきたのは、施設園芸をやっていた場合、5反でも経営が成り立つのではないだろうか。有機農業やりながら5反を下回る面積で農業者と認めてもらいたいとそこまでの試算を持った方という話で、いいのかな。

事務局
(高田係長)

もちろんです。だから今下限の措置を図るのは出来ないと説明しております。あくまでも経営規模が成り立つ設定をして、この面積でも実際経営して行くと示して貰わない限りはここに諮ることはできないと説明しております。

2番
(近藤委員)

今まで新規就農の農地の5反という面積で決めて新規で入る時はその面積をクリアしてもらわないと、それを入れる条件としてもわかないと。仮に3反半で経営がクリア出来ると言ってもそのあとに仮に施設園芸を増やすのをメインでやっても面積が足りないというのもありえる。経営が成り立つのであればというのは考えない方が良い。

事務局
(高田係長)

農業者全体に関わるものだから慎重に判断してもらって、とりあえず 5 反をクリアするのを前提にやってくれという話はしております。その中でもどうしても基準が満たせそうにないという案件が出た場合、その段階で検討したいと思います。今回の件については話を聞いている分には恐らく 50 アールをクリア出来るのではないのかと思われま

全委員

異議なし

議長

質疑なしと認めます。

照会のあった農地の価格について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議長

本案については、今までどおり、下限面積を 50 アールと決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議長

議案第 7 号については、下限面積を 50 アールと決定いたします。

日程第 11、議案第 8 号 農地法第 30 条に基づく利用状況調査結果に伴う非農地通知の発出についてを議題とします。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第 8 号 農地法第 30 条に基づく利用状況調査結果に伴う非農地通知の発出について、令和 3 年 10 月 18 日から 19 日に行った利用状況調査の結果に基づき、別紙の土地について、非農地通知を発出してよろしいか、議決を求める。令和 3 年 12 月 21 日提出 蘭越町農業委員長名

非農地通知の発出につきましてはホチキスで 4 枚止めになって

いる別紙議案第8号をご覧ください。まず、非農地通知の発出について、1枚目のフローチャートに沿って説明していきます。フローチャートの左上をご覧ください。まず、農地パトロールにて農地、遊休農地、非農地の判断を各地区農業委員が行います。その中で、遊休農地と判定された農地については所有者に利用意向調査を行います。そして非農地と判定された農地ですが、総会に上程し議決を行います。その後、町・道・法務局へ非農地通知を発出する農地の一覧表を提出するとともに、所有者へ非農地通知の発出を行います。

非農地通知が届いた所有者は添付書類を持って法務局へ行き地目変更登記を自ら行います。

ここまでが、簡単ですが非農地通知発出の流れです。

一枚めくっていただくと今回非農地通知を発出する一覧があります

さらにめくると、非農地通知発出の鑑と非農地通知があります。4枚目の非農地通知と3枚目中段に記載されている添付文書を所有者本人が法務局へ持って行き、地目変更登記を行います。

以上です。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

ただ今、事務局から説明いたしました、何かご意見ご質問はございませんか。

全委員

異議なし

議 長

質疑なしと認めます。

本案については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議 長

議案第8号については、原案のとおり決定し、非農地通知を発出することとします。

それでは、その他の報告を事務局からお願いします。

(事務局から)

事務局
(高田係長)

次回総会は1月31日(月)13:30からを予定しております。

その他の報告としまして、国の補正予算により、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業が実施される見込みとなり、農業委員2名に1台を目処に、タブレット端末を支給し、農地の出し手・受け手の意向把握や現地確認に活用するという事業が12月に急に決定となり、来年4月頃には導入される見込みとなりました。

まだ詳細については不明なのですが、今後、道農業会議においても、農業委員向けの研修会等実施する予定とのことでしたので、詳細がわかり次第、改めて報告させていただきますので、よろしくをお願いします。

また、このあと、農林水産課より、育苗センターの苗の割り当て方法についての説明、その後に水田交付金の見直しについて、現在の情勢について説明を行います。

その後、振興・農政専門員会を開催する予定となっておりますので、よろしくをお願いします。

以上で報告を終わります。

閉 会 宣 言

議 長

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これにて、第18回蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時00分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長

㊟

署名委員

㊟

署名委員

㊟

